

社会福祉法人仙北市社会福祉協議会 定 款 施 行 細 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人仙北市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第48条の規定により、本会の管理運営及び業務の執行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員

(評議員の選任)

第2条 定款第8条の定めによる評議員は、次の各号に掲げる資格を有する者の中から理事会が候補者を推薦し、評議員選任・解任委員会において選任する。

- (1) 地域の福祉関係者 18名
 - ア 民生委員・児童委員
 - イ 民間福祉団体の役職員
 - ウ 医療関係者
 - エ 福祉員及び行政連絡員
 - オ 町内会、婦人会、商店会等の役員
- (2) 社会福祉事業について学識経験を有する者 3名
 - ア 社会福祉事業に関する教育・研究を行う者
 - イ 社会福祉行政に従事した経験を有する者
 - ウ 会計、法律の専門知識を有する者
- (3) ボランティア団体代表 3名
- (4) 社会福祉関係事業を経営する団体の役員 1名

- 2 評議員選任・解任委員会において選任された次期評議員は、就任承諾書を会長あてに提出しなければならない。
- 3 会長は就任承諾書を提出した次期評議員に対し、委嘱状を交付するものとする。

第3章 評議員会

(招集手続)

第3条 会長は、定時評議員会を招集する場合は、2週間前までに理事会を開催し、招集事項を記載した招集通知を評議員会の一週間前までに書面で発出する。招集の日時、場所及び会議に付議すべき事項を、招集日の一週間前までに書面をもって、各評議員に通知しなければならない。

- 2 定時評議員会以外の評議員会を招集する理事会は、1週間前までに開催する。

(議事録)

第4条 議長は、評議員会の議事の経過を記録するため、議事録を作成し、議長のほか評議員2名の署名又は記名押印を求め、保存しなければならない。

2 前項の規定による議事録には、開催日時及び場所、出席した評議員並びに欠席した評議員の氏名、提出議案の標題、議案に関する協議経過の内容及び表決の結果を記載し、提出議案書を添付しなければならない。

(欠席評議員への議決書送付)

第5条 会長は、評議員会に欠席した評議員に対し、議決書を送付しなければならない。

第4章 役員

(理事の選任)

第6条 定款第19条の定めによる理事は、会員の中で次に掲げる選出区分の中から、評議員会の決議によって選任する。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 地域の福祉関係者 | 12名 |
| ア 民生委員・児童委員 | |
| イ 民間福祉団体の役職員 | |
| ウ 医療関係者 | |
| エ 福祉員及び行政連絡員 | |
| オ 町内会、婦人会、商店会等の役員 | |
| カ ボランティア団体の役職員 | |
| キ 社会福祉関係事業を経営する団体の役職員 | |
| (2) 社会福祉事業について学識経験を有する者 | 3名 |
| ア 社会福祉事業に関する教育・研究を行う者 | |
| イ 社会福祉行政に従事した経験を有する者 | |
| ウ 会計、法律の専門知識を有する者 | |
| (3) 本会が運営する施設の管理者 | 1名 |

(監事の選任)

第7条 定款第19条の定めによる監事は、会員の中で次に掲げる者が含まれ、評議員会の決議により選任する。

- (1) 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- (2) 財務管理に関して識見を有する者

(役員就任)

第8条 役員に就任しようとする者は、就任承諾書及び履歴書を会長に提出しなければならない。

- 2 役員に欠員が生じた場合には、特別な理由がない限り、遅滞なく補充しなければならない。
- 3 会長は法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認のうえ、次期役員に委嘱状を交付するものとする。

第5章 監 事

(監査報告書の作成)

第9条 監事は、社会福祉法第45条の18並びに定款第22条の職務を行う。

2 監事は、前項の職務を行った場合は、監査報告書を作成し署名又は記名押印のうえ、会長に提出しなければならない。

第6章 理事会

(招集手続)

第10条 会長は、理事会を招集する場合は、招集の日時、場所及び会議に付議すべき事項を、招集日の一週間前までに書面をもって、理事及び監事の全員に通知しなければならない。

2 緊急を要し、理事会を招集できない場合は、書面によって賛否を徴し会議に代えることができる。

3 評議員会の招集を決定する理事会は、定時評議員会については2週間前までに、それ以外の評議員会については1週間前までに開催する。

(書面議決)

第11条 理事は、理事会招集日に出席できない場合は、前条の規定により通知のあった議案について、書面による賛否の議決をすることができる。

2 理事は、前項の規定により書面議決をする場合は、理事会の開会までの間に、書面議決書を会長に提出しなければならない。

(議事録)

第12条 議長は、理事会の議事の経過を記録するため、議事録を作成し、出席した会長及び監事の署名又は記名押印を求め、保存しなければならない。

2 前項の規定による議事録には、開催日時及び場所、出席した理事並びに欠席した理事の氏名、提出議案の標題、議案に対する協議経過の内容及び表決の結果を記載し、提出議案書を添付しなければならない。

(欠席理事への議決書送付)

第13条 会長は、理事会に欠席した理事及び書面議決をした理事に対し、議決書を送付しなければならない。

第7章 会 員

(会 員)

第14条 定款第32条の定めによる会員は、本会の趣旨目的に賛同し、会費を拠出する者をもって会員とする。

第8章 規則及び規程

(規則及び規程)

第15条 この法人の運営に必要な規則及び規程の制定、変更、廃止は理事会の同意を得て定めなければならない。

ただし、定款に定めのある規則及び規程については、理事会及び評議員会の議決を得て定めなければならない。

附 則

この細則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この細則は平成29年4月1日から施行する。